（試験の一部免除）

第二十条　法第十一条の三第三項の国土交通省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除する。

一　（略）

二　地域限定旅行業務取扱管理者試験に合格した者　総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者試験の法及びこれに基づく命令についての知識

三～五　（略）

六　地域限定旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者　次回の地域限定旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務

（旅行業約款の認可申請）

第二十二条　法第十二条の二第一項の規定により旅行業約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行業約款設定（変更）認可申請書を登録行政庁に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所

二～五　（略）

（旅行業約款の記載事項）

第二十三条　旅行業約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

六　保証社員である旅行業者にあつては、法第五十五条各号に掲げる事項

七・八　（略）

（書面の記載事項）

第二十七条の四　法第十二条の五第三項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　旅行業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所（当該者が旅行業者等又は旅行サービス手配業者である場合においては、氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号）

二　契約を締結する旅行業者等の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号

三　旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容

四　旅行業者等が旅行業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行業務の取扱いの料金に関する事項

五　当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地

六　当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名

七　契約締結の年月日

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十七条の五　法第十二条の五第四項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織（旅行業者等の使用に係る電子計算機と旅行業務に関し取引をする者（旅行者を除く。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第二項において同じ。）を利用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの

イ　旅行業者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

（試験の一部免除）

第二十条　法第十一条の三第三項の国土交通省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除する。

一　（略）

（新設）

二～四　（略）

（新設）

（旅行業約款の認可申請）

第二十二条　法第十二条の二第一項の規定により旅行業約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行業約款設定（変更）認可申請書を登録行政庁に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二～五　（略）

（旅行業約款の記載事項）

第二十三条　旅行業約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

六　保証社員である旅行業者にあつては、法第二十二条の十六各号に掲げる事項

七・八　（略）

（新設）

（新設）